

あわらし市公共事業再評価委員会

日時：平成21年12月4日(金)

午後1時30分～

場所：あわらし市役所204会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 公共事業再評価システムの概要について

4 会長の選任

5 対象事業の評価

(1) 公共下水道事業

(2) 上水道石綿セメント管更新事業

6 閉 会

公共事業の再評価について

1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、国では、公共事業の再評価制度を導入している。

この制度は、国の直轄事業、国の補助事業等について、事業採択後一定期間経過しても未着工である事業、事業採択後既に長期間が経過している事業等の再評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うものである。

2 再評価の対象とする事業

再評価の対象とする公共事業は、国土交通省、厚生労働省等国所管の補助事業で、次の各号のいずれかに該当するもの（維持管理に係る事業を除く。）とする。

- (1) 事業採択後5年を経過した時点で未着手の事業
- (2) 事業採択後5年（下水道事業にあつては10年）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価後5年（下水道事業にあつては10年）を経過した時点で継続中の事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施する必要性が生じた事業

3 再評価の実施に当たっての視点

再評価は、次の視点に基づいて行う。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化
- (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減、代替案立案等の可能性

4 客観性、透明性を確保する方策

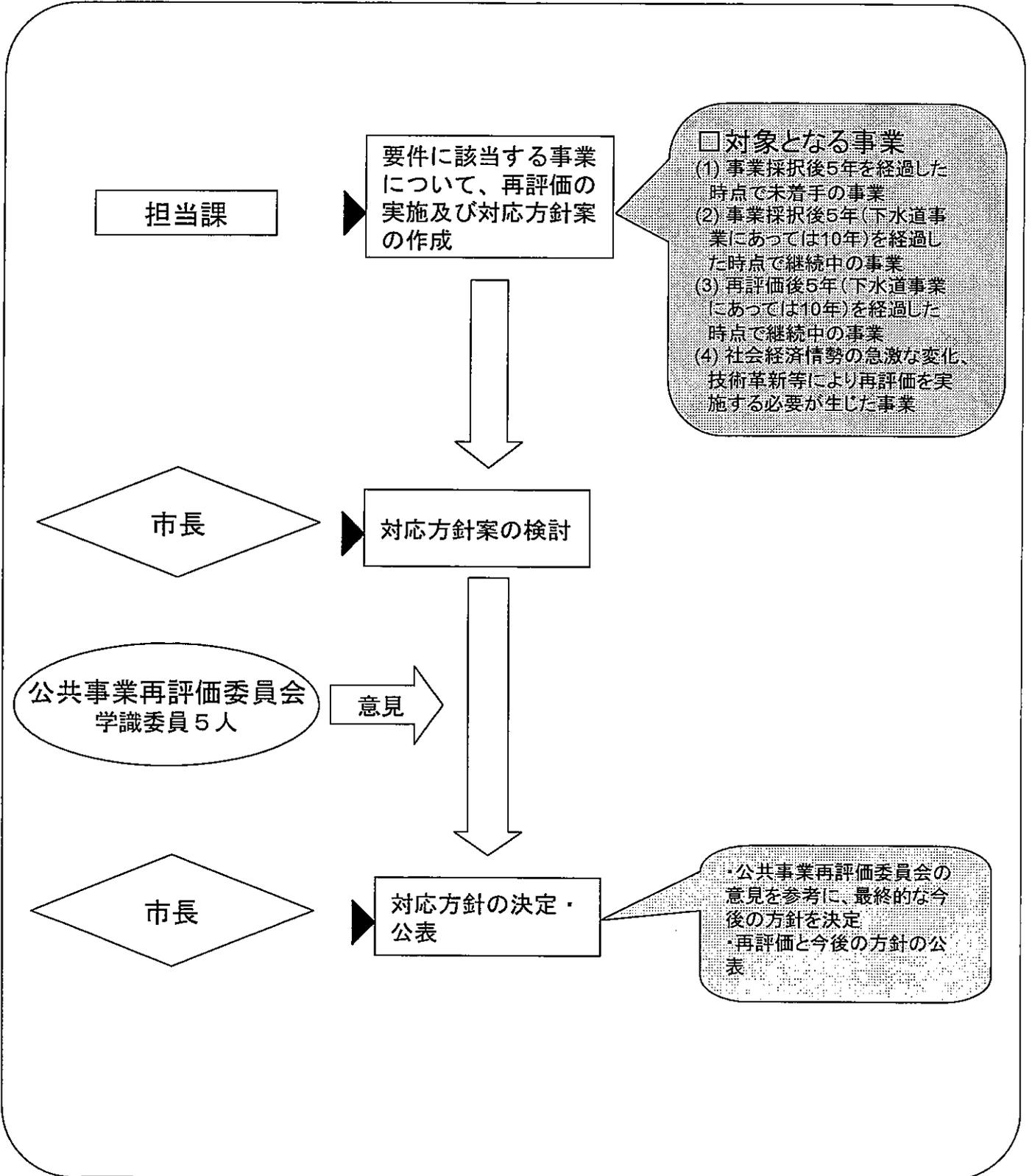
市長が再評価に係る対応方針を決定するに当たり、第三者の意見を聴くため、あわら市公共事業再評価委員会を設置する。

この委員会は、再評価対象事業に関し市が作成した対応方針について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは意見を述べるものとする。

5 事務局

総務部政策課

公共事業再評価の流れ



再 評 価 対 象 事 業

【土木部 上下水道課関係】

(単位:千円)

再評価の対象	事業名	地区名	地係	採択年度	担当課	総事業費	進捗率	完成年度	対応方法
再評価後5年を経過した時点で継続中の事業	あわら市(東部)水道事業 水道水源開発等施設整備費 【水道管路近代化推進事業 (石綿セメント管更新事業)】	あわら市(東部地区)	金津地区 伊井地区 坪江地区 細呂木地区	H 8	上下水道課	1,113,447	80.6%	H25	
再評価後10年を経過した時点で継続中の事業	あわら市公共下水道事業 汚水 芦原処理区	芦原地区		S 55	上下水道課	17,500,000	92.70%	H27	
	あわら市公共下水道事業 汚水 金津処理区	金津地区		S 56	上下水道課	16,500,000	86.90%	H27	
	あわら市公共下水道事業 雨水 芦原排水区	芦原地区		S 55	上下水道課	3,000,000	59.70%	H27	
	あわら市公共下水道事業 雨水 金津処理区	金津地区		S 56	上下水道課	3,500,000	6.30%	H27	